

事務連絡

平成28年8月31日

各(総合)振興局産業振興部

調整課長
整備課長
農村振興課長

}様

農政部農村振興局事業調整課

主幹(事業契約)
主幹(設計施工)

受託者の請求による委託期間の延長について(通知)

のことについて、受託者の責めに帰すことができない理由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に委託期間の延長を請求することができるという規定(契約書第21条)に基づき、今回の台風7号、11号、9号及び10号の豪雨等による災害復旧調査等を理由としている場合にあっては、受託者の責めに帰すことができない理由として差し支えないとしたことから、適正な対応をお願いします。

(参考資料)

- ・委託期間延長請求書(作成例)
- ・委託期間延長副申書(作成例)
- ・委託期間変更決定書(作成例)、通知文(作成例)
- ・農業農村整備事業入札・契約実務必携(平成25年3月:事業調整課)P1219

(設計施工グループ27-181)